

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	街路事業					
地区名	都市計画道路 <small>なごやいぬやません</small> 名古屋犬山線					
事業箇所	小牧市新町三丁目 <small>しんまち</small> ～小牧市大字小牧原新田 <small>こまきはらしんでん</small>					
事業のあらまし	<p>(都)名古屋犬山線は、犬山市を起点として小牧市を経て、春日井市、名古屋市に至る尾張北部の主要幹線道路であり、尾張北部地域と名古屋方面を結ぶ都市の骨格をなす重要路線である。</p> <p>このうち、当該事業区間の周辺は国道41号を始め、南北を結ぶ幹線道路が慢性的に渋滞している。また、事業区間に隣接する新町三丁目東交差点は、主要渋滞箇所指定されている。</p> <p>このため、「交通円滑化」を主な目的として、街路整備を実施したものである。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>①交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	23.7億円		□工事費4.9億円、□用補費18.0億円、□その他0.8億円			
事業期間	採択年度	平成11年度	着工年度	平成11年度	完成年度	平成24年度
事業内容	<p>バイパス整備</p> <p>延長450m、幅員25.0m、車線数4</p>					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>① 交通円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が整備される前は、旧県道(2車線)に約14,700台/12hの交通量が見られていたが、整備により旧県道の交通量が約6,200台/12hと約6割減少した。</li> <li>旧県道の旅行速度は、南進方向では約6km向上(13.2km/h→18.7km/h)し、北進方向においても約4km/h向上(13.8km/h→18.2km/h)した。当該事業区間については、旧県道よりも速度が速く(南進23.7km/h、北進21.1km/h)、交通円滑化に寄与した。</li> <li>当該事業が整備される前は、新町三丁目東交差点(主要渋滞箇所)では、南進方向で最大300m、北進方向で最大190mの渋滞長が発生していたが、整備により渋滞が解消された。</li> </ul> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該事業の整備により、旧県道から当該事業区間へ交通転換が図られ、旅行速度向上や渋滞解消するなど交通円滑化が図られ、事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

② 事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		H11～H16	H11～H24	
事業費 (億円)	工事費	2.9	4.9	
	用地補償費	18.1	18.0	
	その他	1.0	0.8	
	合計	22.0	23.7	
効果の 算定要因	渋滞長(m)	H19 南進:300m 北進:190m	H29 南進:0m 北進:0m	旧県道
	旅行速度(km/h)	H19 南進:13.2km/h 北進:13.8km/h	H29 南進:18.7km/h 北進:18.2km/h	旧県道

【事業期間に対する評価】

用地取得や建物補償に難航し、それらの解決に期間を要したため事業が長期化した。これらは、当初段階で想定が困難な事案が生じたものであり、やむを得ないものであったと判断する。

【事業費に対する評価】

横断歩道橋の復旧を行ったことから、当初の想定を上回る工事費を要した。これらは、地元からの要望により、交通安全対策として行ったものであり、やむを得ないものであったと判断する。

【効果の算定要因に対する評価】

旧県道の南北方向の渋滞は解消し、旅行速度も向上するなど大きな効果があったと判断する。

③ 事業実施による環境の変化

沿線住民や地域に与える騒音や振動といったマイナス影響や自然環境へ与えた負荷については沿線住民のヒアリング等の結果、特に認められなかった。

III 対応方針(案)

今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、事業の有効性が認められたので、今後の事後評価の必要性は無いものとする。
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性は無いものとする。
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。

IV 事業評価監視委員会の意見

都市計画道路 名古屋犬山線の対応方針(案) [改善措置等必要なし] を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし